

電子入札制度の改定について(お知らせ)

令和7年4月
長門市企画総務部監理管財課

電子入札の対象となる金額を変更しました。

1 電子入札の対象

設計金額が200万円を超える建設工事又は設計金額が100万円を超える測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償業務(以下「工事等」という。)を対象とします。

2 条件付一般競争入札

入札執行宣言前に入札参加者が1者であった場合の1者入札を有効とし、入札を継続します。

電子入札における再度入札は1者入札を有効とし、入札を継続します。

※「再度入札」とは、開札の結果、入札参加者の入札額が予定価格の制限の範囲内にないときに行う、2回目、3回目の入札のことをいいます。

3 指名競争入札

入札執行宣言前に入札参加者が1者であった場合の1者入札を無効とします。

ただし、電子入札における再度入札は1者入札を有効とし、入札を継続します。

4 入札公告及び指名通知

令和7年度については、指名審査会直後の「金曜日」を入札公告日又は指名通知日とします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、曜日を定めずに入札公告又は指名通知を行うことがあります。

※「やむを得ない事情」とは、災害復旧工事、再度公告入札及び早期の発注を要する場合をいいます。

※「再度公告入札」とは、入札額が予定価格の制限に達しない場合のほか、入札参加者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び入札公告又は指名通知からやり直して行う入札のことをいいます。

5 見積期間の見直し

労働環境の改善等が図られるよう、見積期間には閉庁日(土日及び祝祭日)を含めないものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは、500万円以上の工事等については、見積期間を5日以内に限り短縮することができるものとします。

本市においては、入札手続きの円滑化と落札決定を早期に行うため、予定価格の区分によらず見積期間は10日以上を標準として入札を実施します。

予定価格の区分	500万円未満	500万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上
見積期間	5日以上	10日以上	15日以上
入札の通知期間	2日以内		
設計図書の配布期間	2日以上(入札の通知日は含めない。)		
質問受付期間	2日以上(設計図書の配布日は含めない。)		
質問回答閲覧期間	2日以上(再質問の日数を含む、入札日は含めない。)		

入札日	見積期間終了日の翌日
-----	------------

6 再度入札及び再々度入札の実施

入札日(開札日)を起算日として3日目(閉庁日を除く。)の午前12時(正午)までとします。

7 入札の辞退

見積期間内において、入札書又は入札辞退届の提出がない場合は、当該入札を欠席したものと見なします。なお、入札辞退届を提出せずに入札を欠席した者は、入札参加資格の制限又は指名停止措置を受けることがあります。

8 システム障害等の対応

電子入札システムの障害等により電子入札ができない場合は、入札参加資格審査申請総括表に記載された連絡先電子メールアドレス、又は市ホームページに対応を送信します。

9 適用基準日

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用します。